

# 日本防災士会岩手県支部会則

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、「日本防災士会岩手県支部」と称する(以下「本会」と言う。)

(事務所)

第2条 本会は、事務所を岩手県盛岡市に置く。

2 本会の組織に次の部会及び地区分会を設置する。各地区分会に所属する市町村は、各地区合同庁舎管轄市町村とする。

- 一 盛岡地区分会
- 二 奥州地区分会
- 三 花巻地区分会
- 四 北上地区分会
- 五 遠野地区分会
- 六 一関地区分会
- 七 釜石地区分会
- 八 宮古地区分会
- 九 岩泉地区分会
- 十 大船渡地区分会
- 十一 久慈地区分会
- 十二 二戸地区分会

3 各部会及び各地区分会は、年1回以上のスキルアップなどの集会を設け連絡を密にすること。

(目的)

第3条 本会は、「自助」、「共助」の原則のもと、会員のネットワークを構成し、防災士としての活動を通じて地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 研究会、講演会、見学会及びシンポジウムの開催
- 二 研究成果(会報を含む。)の刊行

三 内外の関連機関との交流

四 調査・研究支援

五 災害救助・支援活動

六 その他、役員会において必要と認めた事業

## 第2章 会員

(資格)

第5条 正会員は、岩手県内に居住若しくは勤務する、次に掲げた各号の一に該当する者とする。

- 一 防災士
- 二 防災に関し、学識または経験のある個人
- 2 準会員は、防災に関し深い関心を持つ者とする。
- 3 賛助会員は、本会の目的に賛同し、その事業に協力しようとする法人または団体とする。

(会費)

第6条 会員は本会の運営に必要な会費を納入しなければならない。年会費は別表2で定める通りとする。

- 2 会費については、当該年度初めから6月末までに納入するものとする。
- 3 本会にすでに納入した会費その他の供出金品は返還しないこととする。

## 第3章 役員および顧問

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- 一 支部長 1名
- 二 副支部長 3名以内
- 三 地区分会長 各地区1名
- 四 理事 30名以内とし、各部会及び地区分会から2名以上を選出する。
- 五 監事 2名

(選任)

第8条 理事及び監事は、総会において、正会員のうちから選任する。

2 支部長、副支部長、部会長および地区分会長は理事の互選によるものとする。

3 理事および監事は、相互に兼ねることができない。

4 事務局員として、複数人を置くものとする。

(職務及び任期)

第9条 理事は役員会を構成し、業務の執行を決定する。

2 支部長は、本会を代表し、業務を統括する。

3 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるときまたは支部長が欠けたときは、役員会においてあらかじめ定めた順序により、その職務を代行する。

4 部会長及び分会長は、各部会及び分会をとりまとめ業務を総括する。

5 理事は、支部長及び副支部長を補佐して業務を総括する。

6 監事は、本会業務執行状況や経理状況を監査する。

7 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(顧問)

第10条 本会に、顧問若干名を置くことができる。

2 顧問は、学識経験者または本会に功労のあった者から、役員会の推薦により、支部長が委嘱する。

3 顧問は、本会の運営に関して支部長の諮問に答え、または支部長に対して意見を述べる。

4 前条7項の規定は、顧問について準用する。

(報酬)

第11条 役員は無報酬とする。ただし顧問については、役員会の同意を得て、報酬を支給することができる。

## 第4章 会議

(種別および構成)

第12条 本会の会議は総会及び役員会とする。

2 総会は正会員をもって構成する。

3 役員会は理事をもって構成する。

4 総会及び役員会の議長はその都度選任する。

(機能)

第13条 総会は、本会の最高議決機関であって、この会則に定めるもののほか、本会の運営に関する重要事項を議決する。

2 役員会は、この会則に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- 一 総会の議決した事項の執行に関する事項
- 二 総会に付議すべき事項
- 三 その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第14条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- 一 役員会が必要と認めたとき
- 二 正会員総数の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき
- 3 役員会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
  - 一 支部長が必要と認めたとき
  - 二 役員会現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき

(招集)

第15条 総会及び役員会は支部長が招集する。

2 総会を招集する場合は、日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容

を、郵便、電信または会報をもって、開会の日の10日前までに会員に通知しなければならない。

- 3 前項の規定は、役員会についても準用する。ただし議事が緊急を要する場合において、あらかじめ役員会において定めた方法により招集するときは、この限りではない。
- 4 前条第2項若しくは第3項の規定により請求があったときは、支部長は速やかに会議を招集しなければならない。
- 5 総会及び役員会は、構成員の2分の1以上の出席をもって成立する。

(総会の議決事項)

第16条 総会は次の事項を議決する。

- 一 事業報告・収支決算並びに財産目録の承認に関する事項
  - 二 重要な財産の取得・処理に関する事項
  - 三 事業計画及び収支予算の承認に関する事項
  - 四 既定の設定及び変更に関する事項
  - 五 その他役員会が必要と認めた事項
- 2 議会の議事はこの会則の定める場合を除き、出席者の過半数で決し、可否同数のときは機長の決するところによる。

(役員会の議決事項)

第17条 役員会は、次の事項のほか、会務運営のため総会の権限に属さない一切の事項を議決する。

- 一 総会の議案
  - 二 支部規程の変更及び事業計画・収支予算の承認に関する事項
- 2 議会の議事はこの会則の定める場合を除き、出席者の過半数で決し、可否同数のときは機長の決するところによる。

(種面評決等)

第18条 やむ得ない理由のため、総会及び役員会に出席できない構成員は、あらか

じめ通知された事項について、書面または代理人をもって表決権を行使することができる。

- 2 前項の代理人は、代理権を証する書面を会議ごとに議長に提出しなければならない。
- 3 第1項の規定により表決権を行使する構成員は、第15条第5項の適用については出席したものとみなす。

## 第5章 資産及び会計

(資産の構成)

第19条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- 一 設立当初の資産目録に記載された財産
- 二 会費
- 三 寄付金品
- 四 事業に伴う収入
- 五 その他の収入

(経費の支弁)

第20条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(会計年度)

第21条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

## 第6章 会則の変更及び解散

(会則の変更)

第22条 この会則は、総会において正会員数の4分の3以上の議決を得なければ変更することができない。

(解散)

第23条 本会が解散する場合は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を得なければならない。

(残余資産の処分)

第24条

本会が解散する際に有する残余資産は、総会に

において正会員総数の4分の3以上の議決を得て、  
本会と類似の目的を有する他の法人または団体に  
寄付するものとする。

## 第7章 補足

(実施細則)

第23条 この会則の実施に関して必要な事項  
は、役員会の議決を得て、支部長が別に定める。

(附則)

- 1 この会則は、平成21年7月25日から施行  
する。
- 2 本会の設立当初の会計年度は、第21条の規  
定にかかわらず平成21年7月25日から平  
成22年3月31日までの期間とする。

(附則)

- 1 この会則は一部改正し、令和元年6月23日  
から施行する。

(附則)

- 1 この会則は一部改正し、令和5年6月24日  
から施行する。